

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	上天草市

上天草市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 上天草市 経済振興部 農林課
所在地 熊本県上天草市大矢野町上1514番地
電話番号 0964-56-1111
FAX番号 0964-56-4972
メールアドレス nourin@city.kamiamakusa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ(イノブタ含む)、カラス類、ニホンジカ、タヌキ、アライグマ、カモ ※「イノシシ(イノブタ含む)以下、イノシシという。」
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	熊本県上天草市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状				
	品目	被害数値			
イノシシ	水稲	被害面積	1.9ha	金額	531千円
	果樹	被害面積	0ha	金額	0千円
カラス類、ヒヨドリ等鳥類	水稲	被害面積	0.7ha	金額	37千円
	果樹	被害面積	0ha	金額	0千円
ニホンジカ		被害面積	0ha	金額	0千円
タヌキ		被害面積	0ha	金額	0千円
アライグマ		被害面積	0ha	金額	0千円
カモ		被害面積	0ha	金額	0千円
合計	被害面積	2.6ha			
	被害額	568千円			

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>上記は熊本県農業共済組合から提供を受けた資料を積上げたものである。</p> <p>イノシシによる被害は、平成27年度をピークに減少傾向に転じているが出没地域は大矢野町登立、上地区にも広がっている。また、被害額に計上されていない被害(甘藷等の食害、果樹の枝折り、根の掘起こし、農地石垣や畦の崩壊等)が多発しており農家の営農意欲の低下を招いている。</p> <p>また、カラス類やヒヨドリによる果樹への食害も多発傾向にある。特にカラス類による、定植後の野菜の引き抜きに加え、畜舎においても配合飼料の袋を破き餌をついばむ等の被害が、近年増加傾向にあり農家も対策に苦慮している。</p>
--

ニホンジカについては、目撃情報が数件寄せられているが被害報告は上がっていない。
 タヌキについては、近年上天草市全域で平地にある田畑に出没し、野菜等の食害の被害報告が増加傾向にある。
 カモについては、目撃情報が数件寄せられているが令和元年度において被害額は生じていない。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	軽減率 (%)
被害金額(合計)	56.8万円	22.1万円以下	61%
(イノシシ)	53.1万円	20.7万円以下	61%
(カラス類)	3.7万円	1.4万円以下	62%
(ニホンジカ)	0円	0円	
(タヌキ)	0円	0円	
(アライグマ)	0円	0円	
(カモ)	0円	0円	
被害面積(合計)	2.6ha	1.2ha以下	54%
(イノシシ)	1.9ha	0.9ha以下	53%
(カラス類)	0.7ha	0.3ha以下	57%
(ニホンジカ)	0ha	0ha	
(タヌキ)	0ha	0ha	
(アライグマ)	0ha	0ha	
(カモ)	0ha	0ha	

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシについては、捕獲檻・くくりわな・猟銃を使って有害捕獲として取り組んでいる。 カラスの捕獲については、猟銃の使用ができない区域が多いことから、農業者に対しロケット花火等を使った追払い方	学習能力の高いイノシシについては、捕獲罠に対し「危機認知」をしていると思われる状況にあり、捕獲者の技術向上を計るため実地研修会等を検討する。

	法を伝達し、対策を講じている。	
防護柵の設置等に関する取組	イノシシ対策として電気柵の設置を主力に進めている。その他にも地形や面積に合わせ、メッシュ柵、ネット柵、トタン柵を使い農地を囲い被害防止対策が取られている。 カラス対策としては、一部の地域でネットや爆音機を使い防護や追い払いを行っている。	電気柵の設置が進んでいるが、設置方法や維持管理が不適切なため被害を受ける事例が報告されている。このため維持管理を行う農業者に対し、施設の適切な維持管理方法等について周知徹底する必要がある。 カラス類についても農作物を守ることと、追い払い、捕獲を総合的に実施する必要がある。
生息環境管理その他の取組	えづけSTOP！鳥獣被害防止対策事業（県補助事業）を活用しながら、地区に対して被害防止対策に関する知識の普及等を行っている。	県補助事業は限定された地域の実施であるため、鳥獣被害防止についての知識普及に向けて幅広い周知を行う必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

農作物等への被害防止のために、電気柵の設置を推進し、イノシシに柵の周りで餌付けを進めないことで被害の発生を抑える。併せて、被害防止についての知識普及及び農家意識の高揚のために啓発活動に努める。また、新たに狩猟者の確保を推進し捕獲対策班によるイノシシやカラス類の捕獲に努め、受益者である各農家にもわなの見廻りや出没情報の提供等の協力をお願いする。さらに、囲いわなの導入等新たな捕獲手法についても、専門家のアドバイスを受けながら検討を行い捕獲の推進に努める。

また、ICTを活用した鳥獣被害対策として、現在のワナ監視通報システムの実証運用を進め有害鳥獣の効率的な捕獲ツールとしての確立を図る。

その他、タヌキについては、新たに捕獲罟を順次設置し田畑の被害の減少及び捕獲の推進に努める。

また、カモについては、補助事業等を活用し、猟銃による捕獲の実施及び追い払い機材の導入を図っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会 上天草支部	猟友会と捕獲委託契約を締結し農林業者等からの要請に基づいて、各地区で結成された対策班が有害鳥獣の捕獲を行う。
-----------------	--

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ	捕獲機材の導入を進め、捕獲者の育成確保に努め、わなの見回り等を行う協力員の確保に向けて、猟友会と農家の連携を強化していく。
令和4年度	カラス類 タヌキ	
令和5年度	アライグマ カモ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
①イノシシ 近年、捕獲数及び目撃情報の増加していることから、令和2年度の捕獲数(実績・見込)を踏まえ「1,600頭/年度」を目標に設定して、捕獲を実施する。
②カラス類

<p>カラス類については、農業共済での被害報告は少ないが農家からの施設被害の報告も多く、「30羽／年度」を目標にして捕獲を実施する</p> <p>③ニホンジカ ニホンジカは、予察捕獲として「10頭／年度」を目標とする。</p> <p>④タヌキ タヌキについては、農業共済での被害報告はないが、地域住民からの被害報告も多く、「50頭／年度」を目標にして捕獲を実施する。</p> <p>⑤アライグマ アライグマについては、農業共済での被害報告はないが、県内での生息域拡大が危惧されることから、「10頭／年度」を目標にして捕獲を実施する。</p> <p>⑥カモ カモについては、令和元年度での農業共済での被害報告はないが、令和2年度及び3年度に被害が発生しており、対策を実施する必要があることから、「30頭／年度」を目標にして捕獲を実施する。</p>
--

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	1,600頭	1,600頭	1,600頭
カラス類	30羽	30羽	30羽
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カモ		30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

※参考 上天草市における捕獲実績

年 度	イノシシ	カラス類	ニホンジカ	タヌキ	アライグマ	カモ
令和元年度	1,016頭	0羽	0頭	2頭	0頭	0頭
令和2年度	1,574頭	0羽	0頭	0頭	0頭	0頭
令和3年度	1,492頭	0羽	0頭	1頭	0頭	0頭
合 計	3,218頭	0羽	0頭	34頭	0頭	0頭

捕獲等の取組内容
○イノシシ 国有林以外の区域においては、年間を通して箱わな、くくり罠、猟銃による有害

捕獲を実施する。

4月

4月

有害捕獲

○カラス類

狩猟期の前後15日間を除き有害捕獲を許可し、対策班の協力によって猟銃による捕獲。また、冬季に当年生まれの若鳥のねぐらを対象としたわなによる捕獲に努めるものとする。

○ニホンジカ

年間を通して猟銃による捕獲を実施する。

○タヌキ

年間を通して箱わなによる有害捕獲を実施する。
また、全ての捕獲について、事故発生防止や錯誤捕獲防止に努めることとする。

○アライグマ

年間を通して箱わなによる有害捕獲を実施する。
なお、全ての捕獲について、事故発生防止や錯誤捕獲防止に努めることとする。

○カモ

年間を通して猟銃による有害捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃による捕獲を実施していない。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
上天草市	ニホンジカ アライグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イノシシ	電気柵 5,000m 面積 15ha	電気柵 5,000m 面積 15ha	電気柵 5,000m 面積 15ha
			ワイヤーメッシュ柵 2,500m 面積 7.5ha
			金網柵 2,500m 面積 7.5ha
			ネット柵 2,500m 面積 7.5ha

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イノシシ ニホンジカ カラス類 タヌキ アライグマ カモ	電気柵設置補助 件数：10件	電気柵設置補助 件数：10件	電気柵設置補助 件数：10件
			ワイヤーメッシュ柵設置補助件数：5件
			金網柵設置補助件数：5件
			ネット柵設置補助件数：5件

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ	現地研修会、講演会等を開催し地域住民を主体とした広域的な被害防止対策が行えるような体制整備を図る。また施設の適正な維持管理についても併せて推進する。
令和4年度	カラス類 タヌキ	
令和5年度	アライグマ カモ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

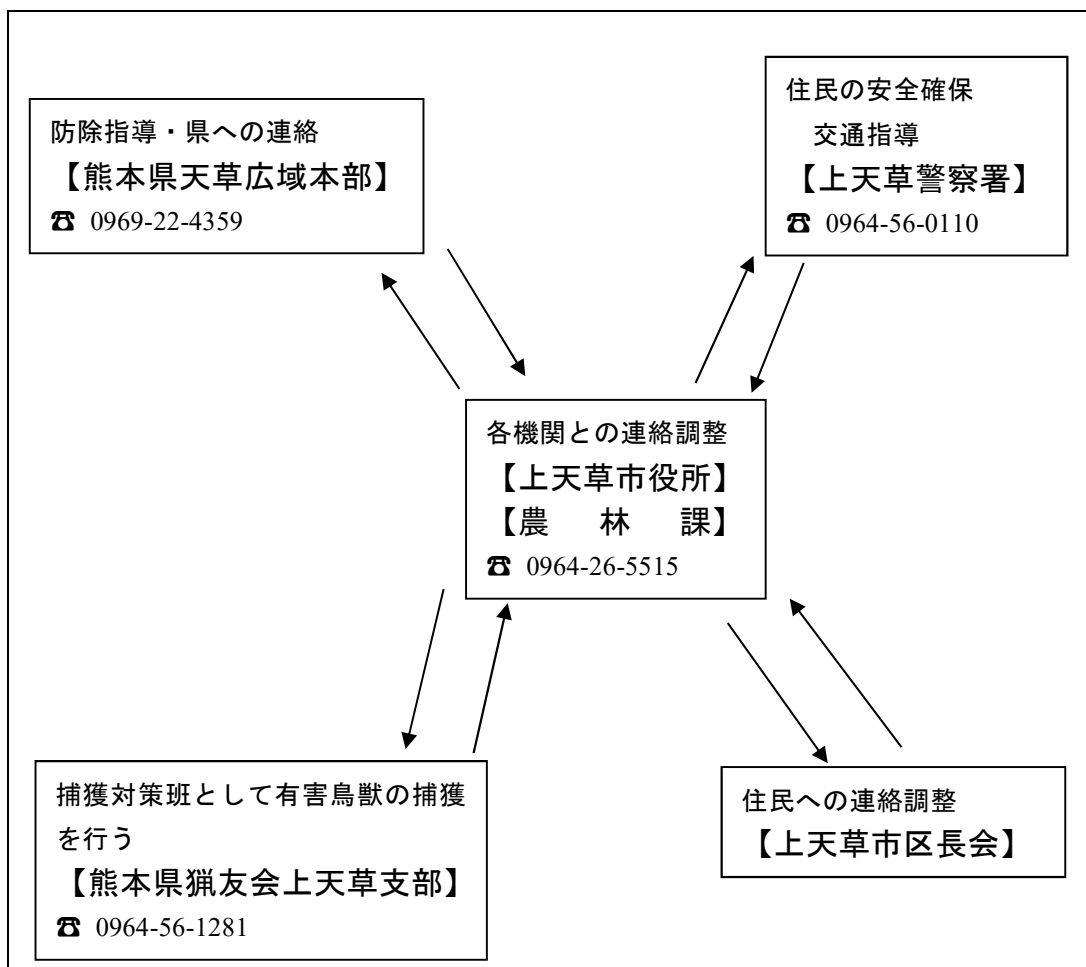
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
上天草市役所農林課	各機関との連絡調整
熊本県猟友会上天草支部	捕獲対策班として有害鳥獣の捕獲を行う
上天草警察署生活安全課	住民の安全確保、交通指導
熊本県天草広域本部	防除指導、県への連絡
上天草市区長会	住民への連絡調整

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

--



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

上天草市内で焼却処理施設は無く、捕獲場所近くで山林等への埋設により適切に努めるものとする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	天草ジビエ等の処理加工施設と連携し、捕獲したイノシシを施設に提供できる体制である。
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角)	—

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上天草市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
上天草市農業委員会	農地情報の提供、被害防止施策の検討
あまくさ農業協同組合	被害情報の収集
熊本県農業共済組合天草支所	被害実態についての情報提供
熊本県猟友会上天草支部	捕獲対策班として有害鳥獣の捕獲を行う
市内中山間地域集落代表	被害実態についての情報提供、集落の取組を推進
区長会	連絡調整
上天草市役所農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県天草広域本部	防除指導及び野生鳥獣の保護管理

	(アドバイザー)
--	----------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策業務の担当課長を隊長とし上天草市職員9名程度で構成された鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲及び被害防止対策の普及啓発を推進する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・わな資格者の確保に向け、狩猟免許取得希望者への支援
 ・農家による「わなの見回り」や「出没情報等の提供」等について、対策班への協力体制を確立する。
 ・捕獲従事者となる担い手の確保のため、現在の担い手(猟友会)が存在しなくなった場合は、認定鳥獣捕獲等事業者の活用を検討する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・被害防止対策に関して、天草地域2市1町と連携し、情報交換会、研修会等の開催を図る。
 ・侵入経路となりうる農地周辺の藪や遊休農地の伐採を推進する。
 ・不要となった果樹の伐採に努めるとともに、生ゴミや農産物の投棄による新たな餌場を作らないための取り組みを推進する。また、既存の餌場となっている耕作放棄地の解消を併せて推進する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。